

令和元年度 札幌市立月寒中学校 部活動に係る活動方針

令和2年3月

平成31年3月策定の「札幌市立学校に係る部活動の方針」を受け、本校における部活動に係る活動方針を以下の通りとする。なお、この方針は、部活動が本校に学ぶ生徒の心身の健全な育成と学校生活の充実に真に資することをめざすことを根底とするものである。

1 部活動の意義

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

【中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省）総則第1章第5の1のウ】

【高等学校学習指導要領（平成30年3月文部科学省）第1章総則第6款の1のウ】

【特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月文部科学省）第1章総則第2節第6款1の(3)】から抜粋

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の豊かな人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、目標に向けて努力する中で自己を高めるための努力を大切にするなど、その教育的意義に高いものが望める。

同時に、教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、保健体育科や音楽科、美術科などといった教科指導の中での関連を図ることによって、それぞれの活動に対する多様な関わり方や良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたる豊かな人間づくりや生き方につなげていくなど、その教育効果がより発揮されることも期待される。

2 開設する部活動

本年度設置の部活動は以下の通り。

野球部

サッカー部

ソフトテニス部（男女）

バドミントン部（男女）

バスケットボール部（女子）

バレーボール部（女子）

ハンドボール部（男女）

卓球部（男女）

吹奏楽部

美術部

3 運営のための体制整備について

(1) 学校における指導・運営に係る体制

- ア 生徒数や教職員の数、外部顧問（部活動指導員）の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置するものとする。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画（休養日及び活動開始時間・終了時間、活動場所等）を作成し、校長に提出する。また、活動計画等について保護者への周知を図る。
- ウ 部活動顧問は、毎月の活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を校長に報告する。
- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、生徒及び部活動顧問の負担が過度とにならないよう持続可能な運営体制の整備に努める。

(2) 開かれた部活動の推進

- ア 校長は、部活動の運営を部活動顧問のみに任せることなく、学校組織全体として、全教職員で部活動運営に関わる校内体制の構築に努める。
- イ 校長は、部活動顧問を中心とする部活動指導者会議を必要に応じて開催し、互いに情報を共有し課題について検討する中で、部活動運営の安定、充実を図る。
- ウ すでに設置の札幌市立部活動振興会を土台としながら、保護者と部活動顧問及び外部指導者等と連携・協力を図るものとする。
- エ 部活動顧問は保護者との情報交換の機会を工夫し、活動方針や活動内容についての共通理解が図られるよう努める。

4 指導・運営に当たっての留意点

(1) 安全の確保

- ア 部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に細心の注意を払い、体罰・ハラスメントについては、これがないことを徹底する。また、それぞれの部活動において事故等の発生時の対応手順を確認し速やかな対処するものとする。
- イ 部活動顧問は、専門的知見を有する各教科担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態及び活動における安全の確保等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 熱中症事故の防止等

- ア 校長は、熱中症事故の防止の観点から、高温や多湿時において部活動（大会、練習試合等も含め）が予定されている場合については、活動の配慮、延期や中止等の対応をするよう、部活動顧問等に指導する。
- イ 部活動顧問は、生徒が活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。また、万一熱中症が疑われた場合には、保護者との連携を図りつつ、体温の冷却、病院への搬送等、適切に対応する。

(3) バランスのとれた活動

ア 部活動顧問は、部活動には様々な競技力や技術力をもった生徒が集まり、多様な技能レベルやそれぞれの目的、意識があることを理解した上で、部活動に参加するどの生徒にも、持続可能な活動となるように配慮した部活動運営を心掛ける。

イ 運動部活動指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をすること。

ウ 文化部活動指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効果的・効率的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、限られた時間の中で効果的な指導を行う工夫をすること。

(4) 女子の指導に当たって

部活動顧問は、女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題(女性アスリートの三主徴(利用可能エネルギー不足 1、無月経及び骨粗しょう症)、貧血等)の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。

(5) 不適切な鉄剤の静脈内注射の防止

安易な鉄剤の静脈内注射は、鉄分の過剰摂取につながりやすく、鉄が肝臓、心臓、すい臓、甲状腺、内分泌臓器及び中枢神経などに沈着し、機能障害を引き起こしたり、ヘモグロビンをつくる能力の低下を招いたりする恐れがある。また、鉄剤の静脈内注射は経口による鉄剤の投与が困難又は不適當である場合に限り使用されるべきものとされている。したがって、鉄剤の静脈内注射が児童生徒の健康を害する危険性を理解した上で、疲れやすく競技のパフォーマンスが低下しているなどの競技者からの訴え等に対して、部活動指導者等は安易に鉄剤の静脈内注射の使用を医師に求めることなく医師の診断に従い、適切に治療を受けるよう促すこと。

5 部活動活動期基準

本校の部活動は、平成30年3月にスポーツ庁から示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に文化庁から示された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、さらに北海道・北海道教育委員会により策定され平成31年1月30日に示された「北海道の部活動の在り方に関する方針」を受けて、平成31年3月29日に札幌市教育委員会により示されたガイドラインや通知等を踏まえ、以下の通りとする。

- (1) 少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- (2) 毎週、土曜日または日曜日のいずれかを休養日とする。
- (3) 少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- (4) 通常の練習時間は、平日2時間程度とする。
- (5) 土日、祝日、長期休業期間中の練習時間は、3時間程度とする。
- (6) 練習試合は、半日で終了するよう設定する。

※1 上記活動基準にある「練習時間」とは、生徒に対し直接、部活動指導を実施する時間を示す。

※2 大会直前等やむを得ない場合については、㊥必ずしもこの限りではないが、生徒・教職員双方の負担の度合いを十分に考慮し、その前後で適宜休養を入れることとする。

<下線㊥について>

- ① 中体連主催大会についてはその前4週までを、それ以外の大会についてはその前2週までをこの適用とする。
- ② 練習試合や練習会の意味合いの強い大会についてはこの適用外とする。